

## 評価対象サービス

### <児童>

保育所、子育て短期支援事業、児童館、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### <障害者>

障害者自立支援法による障害者支援施設、障害福祉サービス、地域生活支援事業  
児童福祉法による障害児入所施設、障害児通所支援

### <高齢者>

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム  
介護保険法に定める施設サービス、居宅サービス（居宅療養管理指導を除く）、介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導を除く）、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、第一号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当に限る）及び第一号通所事業（旧介護予防通所介護相当に限る）

### <生活保護>

救護施設

### <女性>

婦人保護施設